

都市空間情報デジタル基盤構築業務委託 事業者選定基準

1 審査の概要

(1) 審査の方法

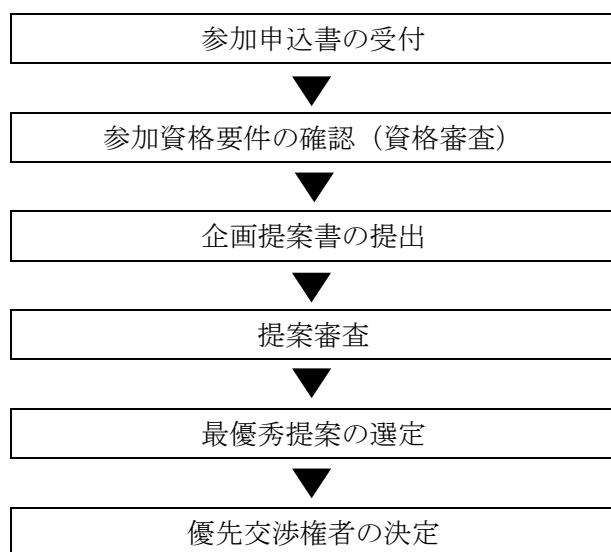
- ・本事業の公募に応募する者（以下、「応募者」という。）からの本事業の実施に係る提案書の提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行う。
- ・審査の方法は、応募者の備えるべき参加資格要件に関する「資格審査」と、応募者からの提案価格および提案書の提案内容に関する「提案審査」による 2 段階で実施する。
- ・資格審査は、本事業への参加表明を行った者の参加資格要件の適格性を審査するためを行うものとする。

(2) 審査の体制

- ・寒川町職員により審査するものとする。
- ・提案書について本事業者選定基準に定める審査基準に基づき評価を行い、最優秀提案者を選定する。町は、この結果を踏まえて、本事業の優先交渉権者を決定するものとする。

(3) 審査の手順

- ・審査の手順は、以下のとおりとする。



2 審査基準

(1) 資格審査

実施要領において示す応募者の備えるべき参加資格要件の具備について審査を行う。
参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 提案審査（プレゼンテーション・質疑応答）

ア 提案価格の確認

参加資格審査を通過した者の本事業に対する提案価格が、提案限度額を超えていないことを確認する。この提案価格が提案限度額を超える場合は失格とする。

イ 提案内容の審査

提案書の内容について、次頁に示す審査項目ごとに、評価の視点に基づき審査を行う。
評価点付与基準は、以下に示す5段階によるものとし、評価に従い各審査項目の配点
に対する係数を乗じて算出するものとする。

<評価基準>

評価区分	判断基準	評価点
A	提案内容が、優れている	5点×重要度（1～5）
B	提案内容が、概ね優れている	4点×重要度（1～5）
C	提案内容が、普通である	3点×重要度（1～5）
D	提案内容にやや不安がある	2点×重要度（1～5）
E	提案内容に不安がある	1点×重要度（1～5）

※一部評価点の配点が異なる項目もあり

<配点基準>

審査項目	審査の視点	配点
実績/執行体制	過去の実績のうち、本事業と同種・類似業務実績及びシステム導入実績があるか	4 5
	本事業を実施できる人員体制となっているか	3 5
企画提案内容	本事業の目的、条件、内容を理解した企画案となっているか	4 8
	本事業の工程管理は適切に設定されているか	2 7
	業務内容が仕様書を満たした必要十分な内容となっているか	5 0
	本業務の目的を達成するために必要と考えられる、仕様書以外の項目における追加提案の内容が充実しているか	5 5
	提案内容の説明が十分であり、理解しやすいか	3 5
価格提案内容	本事業における提案価格の妥当性があるか	1 5
合計		3 1 0